

青森県内初！5市で6台が一斉稼働

2018年3月27日

## セブン-イレブンのお買物支援 移動販売サービス 『セブンあんしんお届け便』スタート

～3月27日（火）以降、県内各地域にて運用を開始～

株式会社セブン-イレブン・ジャパン（東京都千代田区、代表取締役社長 古屋 一樹）は、2016年6月に青森県との間で締結した「青森県地域の高齢者等の支援に関する協定」に基づく取り組みとして、青森県のセブン-イレブンで初となる移動販売サービス『セブンあんしんお届け便』の運用を、2018年3月27日（火）より開始することとなりました。今回は、セブン-イレブン史上最多となる同一県内5市における6台（6店舗）同時での運用開始となります。

少子高齢化や人口の減少、ならびに小売店舗をはじめとする様々な拠点数の減少といった社会環境の変化を背景に、日常のお買物をする上で不便・困難を感じておられる方が増加しています。今回の取り組みによって、日々のお買物にお困りの方々に対する「お買物支援」を行いながら、各地域における「見守り活動」にも協力し、広く高齢者等の活動支援につなげてまいります。

セブン-イレブンは今後も、地域との密接な連携を通じ、お届けサービスや移動販売を通じて、地域の皆様にとってより「近くて便利」なお店を目指します。

### << 概要 >>

- ◆ 開始日：2018年3月27日（火）
- ◆ 実施店舗：青森県内6店舗  
➢ 青森流通団地入口店（青森市）、黒石市ノ町店（黒石市）、  
八戸田向店（八戸市）、弘前小比内5丁目店（弘前市）、  
弘前西弘前店（弘前市）、三沢日の出4丁目店（三沢市）
- ◆ サービス名称：「セブンあんしんお届け便」
- ◆ 販売商品：おにぎりや弁当、サンドイッチ等の  
オリジナル商品をはじめ、ソフトドリンクや  
加工食品、アイスクリーム・冷凍食品 等  
**合計 約150アイテム**
- ◆ 移動販売車の主な特長
  - ・移動販売専用車両として独自に開発
  - ・常温（加工食品等）、20℃（おにぎり等の米飯類）、  
5℃（サンドイッチ等チルド商品）、-20℃（アイスクリーム等）  
4温度帯の販売が可能
  - ・機動性の高い四輪駆動車（軽自動車）
- ◆ 決済方法：携帯POS端末を使用して精算  
（電子マネーnanacoによる決済も可能）
- ◆ 販売場所：各店舗周辺のエリアにおいて、事前に設定した場所にて販売予定



機動性の高い四輪駆動車



米飯類、チルド商品の販売ケース



アイスクリーム等 冷凍庫

### << 「セブンあんしんお届け便」の稼働状況 >>

2011年5月の茨城県城里町のセブン-イレブン常北下古内店を皮切りに展開を開始し、現在全国で1道1府29県66台が稼働しております。 ※今回、青森県では初の稼働となります。

以上

## 【ご参考】 2016年6月22日 締結済 協定の内容について（原文）

### 青森県地域の高齢者等の支援に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）、株式会社イトーヨーカ堂（以下「丙」という。）とは、青森県内の各市町村の地域における高齢者等の支援について、次のとおり協定を締結する。

なお、甲は乙が直営店方式またはフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア「セブン-イレブン」（以下「セブン-イレブン店」という。）を展開しており、フランチャイズ方式による展開においては、乙と別途独立した経営主体（以下「オーナー」という。）がセブン-イレブン店を運営しており、本協定についての乙の推奨を応諾したオーナーが、本協定記載の内容等を実行することを十分に理解する。

#### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙及び丙との地域活性化包括連携協定に基づき、甲、乙及び丙が相互に連携し、高齢者等の支援活動について協働することにより、高齢者等の孤立化防止や雇用促進、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### （甲の責務）

第2条 甲は、青森県内の各市町村及び関係機関等に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、高齢者等の支援活動の円滑な実施について、乙（セブン-イレブン店を含む）及び丙と各市町村との協力関係を作るため、必要な支援を行うものとする。

#### （乙、丙の責務）

第3条 乙及び丙は、青森県内の乙及び丙の事業所に対して、本協定の趣旨を周知するとともに、別記の取組について各市町村と協議し、合意に至った場合は、誠実にこれを実行するものとする。なお、乙は、青森県内のオーナーが経営するセブン-イレブン店に対しても本協定の趣旨を周知させ、当該取組を実行することを推奨するものとする。

#### （免責）

第4条 乙（セブン-イレブン店を含む）及び丙は、別記の連絡を行うことができなかった場合であっても、また、別記の連絡を行ったことにより紛争が生じた場合であっても、それらの責任を負わないものとする。

#### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙及び丙のいずれかからも終了の意思表示が無いときは、本協定は1年間同一条件により更新されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙または丙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面により他の当事者全員に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第6条 甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成28年6月22日

甲：青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県知事

三村 申吾

乙：東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役社長

古屋 一樹

丙：東京都千代田区二番町8番地8

株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役社長

亀井 淳

別記（第3条及び第4条関係）

- 1 セブン-イレブン店は、それぞれが行うお届けサービス，事業所での販売などの通常の業務全般を通じて，地域における見守り活動に協力すること。
- 2 丙は，それぞれの事業所での販売などの通常の業務全般を通じて，地域における見守り活動に協力すること。
- 3 セブン-イレブン店は，お届けサービスで個人宅等を訪問した際，訪問先で次に掲げる異変等を発見したときは，その状況等を総合的に判断した上で，必要と思われる場合には，各市町村が指定する部署へ連絡を行うこと。
  - （1）配達時はいつも玄関に出てくるのに，玄関に施錠もなく，呼び出しても応答がないとき。
  - （2）郵便受けに新聞や郵便物がたまっているとき。
  - （3）日中にもかかわらず外灯が点灯されたままであったり，日没後でもカーテンが閉められておらず，人影も確認できないとき。
  - （4）頻繁に罵声が聞こえたり，物を投げる音がするなど，虐待，暴行を受けているおそれがあると思われるとき。
  - （5）その他，異変等が発生していると推測できる状況のとき。
- 4 前各号以外の場合において，倒れている人を発見した場合等，緊急性が高いと思われる場合には，セブン-イレブン店は救急車の手配や警察への連絡を行うものとする。
- 5 乙及び丙は，お届けサービス等を通じて，お買い物にお困りの高齢者等の買い物支援に取り組むものとする。
- 6 乙及び丙は，認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる地域社会を目指し，認知症サポーター養成に取り組むものとする。
- 7 乙及び丙は，高齢者等の雇用に努めるものとする。
- 8 乙及び丙は，前項までに定める取組を通じて高齢者等の地域活動支援に取り組むものとする。